

第8 税 制

1. 市税税率の変遷 98
2. 住民税の所得控除等一覧 110
3. 過去5ヵ年における税制改正等による増減(△)収額 118



1. 市税税率の変遷

税目		年度						
		34~35	36	37	38	39		
市 民 税	個人	均等割(円)	600	同 左	同 左	同 左	同 左	
		所得割	$\frac{20}{100}$	同 左	※別表 準拠税率	※別表 準拠税率	※別表 準拠税率	
	法人	均等割(円)	2,400	同 左	同 左	同 左	同 左	
		法人税割	$\frac{9.7}{100}$	同 左	同 左	同 左	同 左	
県民税	均等割(円)	100	同 左	同 左	同 左	同 左		
〔市民税 と併課〕	所得割		$\frac{8}{100}$	同 左	150万円以下	$\frac{2}{100}$	同 左	同 左
					150万円超	$\frac{4}{100}$		
固定資産税			$\frac{1.4}{100}$	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
都市計画税			$\frac{0.2}{100}$	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
軽自動車税(円)		○原動機付自転車 50cc以下 500 90cc以下 800 90cc超 1,000 ○軽自動車 1,500 ○二輪小型 自動車 2,500	○原動付自転車 50cc以下 500 90cc以下 800 90cc超 1,000 ○軽自動車 二輪 1,500 三輪 2,000 四輪貨物 2,500 四輪乗用 3,000 ○二輪の 小型自動車 2,500	○原動機付自転車 50cc以下 500 90cc以下 800 90cc超 1,000 ○軽自動車・ 小型特殊自動車 イ. 軽自動車 二輪 1,500 三輪 2,000 四輪貨物 2,500 四輪乗用 3,000 ロ. 小型特殊自動車 農耕作業用 1,000 ○二輪の小型自動車 2,500	○原動機付自転車 50cc以下 500 90cc以下 800 90cc超 1,000 ○軽自動車・ 小型特殊自動車 イ. 軽自動車 二輪 1,500 三輪 2,000 四輪貨物 2,500 四輪乗用 3,000 ロ. 小型特殊自動車 農耕作業用 1,000 その他 3,000 ○二輪の小型自動車 2,500	同 左		
市たばこ消費税			$\frac{11}{100}$	同 左	$\frac{12}{100}$	$\frac{13.4}{100}$	$\frac{15}{100}$	
電気ガス税			$\frac{10}{100}$	同 左	$\frac{9}{100}$	$\frac{8}{100}$	$\frac{7}{100}$	
鉱産税			$\frac{1}{100}$	同 左	同 左	同 左	同 左	
商品切手発行税			$\frac{3}{100}$	同 左	同 左	同 左	同 左	

40	41	42～44
600	同 左	同 左
※別表 標準税率	※別表 標準税率	※別表 標準税率
2,400	同 左	資本金等 1千万円以下 2,400 1千万円超 4,000
$\frac{10.1}{100}$ <small>S41.4.1前に開始し 6.30前に終了する 事業年度分 $\frac{10.4}{100}$</small>	$\frac{10.7}{100}$	同 左
100	同 左	同 左
150万円以下 $\frac{2}{100}$ 150万円超 $\frac{4}{100}$	同 左	同 左
$\frac{1.4}{100}$	同 左	同 左
$\frac{0.2}{100}$	同 左	同 左
○原動機付自転車 50cc以下 500 90cc以下 800 90cc超 1,000 ○軽自動車・ 小型特殊自動車 イ. 軽自動車 二 輪 1,500 三 輪 2,000 四輪貨物 2,500 四輪乗用 4,500 ロ. 小型特殊自動車 農耕作業用 1,000 その他 3,000 ○二輪の小型自動車 2,500	同 左	同 左
$\frac{15}{100}$	同 左	$\frac{18.1}{100}$
$\frac{7}{100}$	同 左	同 左
$\frac{1}{100}$	同 左	同 左
$\frac{3}{100}$	同 左	同 左

1. 市税税率の変遷(続)

税目		年度		45	46	47	48	49	50
		均等割(円)	所得割						
市	個人	均等割(円)		600	同左	同左	同左	同左	同左
		所得割	※別表 標準税率	※別表 標準税率	※別表 標準税率	※別表 標準税率	※別表 標準税率	※別表 標準税率	※別表 標準税率
民 税	法人	均等割(円)	資本金等 1千万円以下 2,400 1千万円超 4,000	同左	同左	同左	同左	同左	同左
		法人税割	$\frac{10.7}{100}$	同左	同左	同左	同左	$\frac{13.7}{100}$	同左
県民税		均等割(円)		100	同左	同左	同左	同左	同左
(市民税 と併課)	所得割	150万円以下	$\frac{2}{100}$	同左	同左	同左	同左	同左	同左
		150万円超	$\frac{4}{100}$						
固定資産税			$\frac{1.4}{100}$	同左	同左	同左	同左	同左	同左
都市計画税			$\frac{0.2}{100}$	同左	同左	同左	同左	同左	同左
軽自動車税(円)			○原動機付自転車 50cc以下 500 90cc以下 800 90cc超 1,000 ○軽自動車・ 小型特殊自動車 イ. 軽自動車 二輪 1,500 三輪 2,000 四輪貨物 2,500 四輪乗用 4,500 ロ. 小型特殊自動車 農耕作業用 1,000 その他 3,000 ○二輪の小型自動車 2,500	同左	同左	同左	同左	同左	同左
市たばこ消費税			$\frac{18.1}{100}$	同左	同左	同左	同左	同左	同左
電気ガス税			$\frac{7}{100}$	同左	同左	$\frac{6}{100}$	電気税 $\frac{6}{100}$ ガス税 $\left\{ \begin{array}{l} \frac{5}{100} \\ \frac{4}{100} \end{array} \right.$	電気税 $\frac{5}{100}$ ガス税 $\frac{3}{100}$	
鉱産税			$\frac{1}{100}$	S46.3.29 削除					
商品切手発行税			$\frac{3}{100}$	同左	同左	同左	同左	同左	同左
入湯税(円)			(45年度から) 20	40	同左	同左	同左	同左	100
特別土地保有税						保有分 $\frac{1.4}{100}$ 取得分 $\frac{3}{100}$	同左	同左	
事業所税								新增設分 5,000円 資産割 300円 従業者割 $\frac{0.25}{100}$	

年度		51	52	53
税目				
市 民 税	個人			
	均等割(円)	1,700	同 左	同 左
	所得割	※別表 標準税率	※別表 標準税率	※別表 標準税率
	法人	均等割(円) ○資本等の金額1億円超・ 従業者100人超 40,000 ○資本等の金額1億円超・ 従業者100人以下 20,000 ○資本等の金額1千万円超・ 1億円以下 20,000 ○資本等の金額1千万円以下 7,200 (本則 12,000)	均等割(円) ○資本等の金額1億円超・ 従業者100人超 134,000 ○資本等の金額1億円超・ 従業者100人以下 40,000 ○資本等の金額1千万円超 1億円以下 40,000 ○資本等の金額1千万円以下 8,000 (本則 13,000)	均等割(円) ○資本等の金額(相互会社は純資産額、以下同じ) 50億円超・従業者100人超 1,000,000 ○資本等の金額10億円超50億円以下・従業者 100人超 560,000 ○資本等の金額1億円超10億円以下・従業者100人超 } 134,000 ○資本等の金額10億円超・従業者100人以下 } ○資本等の金額1億円超10億円以下・従業者100人以下 } 40,000 ○資本等の金額1千万円超1億円以下 } ○資本等の金額1千万円以下 8,000 (本則 13,000)
法人税割	$\frac{13.7}{100}$	$\frac{14.5}{100}$ <small>資本等の金額 1千万円以下の法人</small> $\frac{13.7}{100}$	同 左	
県民税	均等割(円)	300	同 左	同 左
(市民税 と併課)	所得割	150万円以下 $\frac{2}{100}$ 150万円超 $\frac{4}{100}$	同 左	同 左
	固定資産税	$\frac{1.4}{100}$	同 左	同 左
都市計画税	$\frac{0.2}{100}$	同 左	$\frac{0.3}{100}$	
軽自動車税(円)	○原動機付自転車 50cc以下 650 90cc以下 1,000 90cc超 1,300 ○軽自動車 二輪 2,000 三輪 2,600 四輪以上 乗用 { 営業用 5,200 自家用 5,900 貨物用 { 営業用 2,900 自家用 3,300 ○小型特殊自動車 農耕作業 1,300 その他 3,900 ○二輪の小型自動車 3,300	同 左	同 左	
市たばこ消費税	$\frac{18.1}{100}$	同 左	同 左	
電気税	$\frac{5}{100}$	同 左	同 左	
ガス税	$\frac{2}{100}$	同 左	同 左	
商品切手発行税	$\frac{4}{100}$	同 左	同 左	
入湯税(円)	100	150	同 左	
特別土地保有税	保有分 $\frac{1.4}{100}$ 取得分 $\frac{3}{100}$	同 左	同 左	
事業所税	新增設分 資産割 5,000円 従業者割 300円 $\frac{0.25}{100}$	同 左	同 左	

1. 市税税率の変遷(続)

年度		54	55	56~57		
市	個人	均等割(円)	1,700	2,000	同 左	
	法人	所得割	※別表 標準税率	※別表 標準税率	※別表 標準税率	
		均等割(円)	資本等の金額	従業者数	税率	同 左
			資本等の金額	100人超	年間 1,000,000	
50億円超	100人以下		134,000			
資本等の金額	100人超		560,000			
50億円以下10億円超	100人以下		134,000			
資本等の金額	100人超		134,000			
10億円以下1億円超	100人以下		40,000			
資本等の金額			40,000			
1億円以下1千万円超			当分の間 8,000			
資本等の金額			(本則 13,000)			
法人税割	$\frac{14.5}{100}$ [資本等の金額 1千万円以下の法人]	$\frac{13.7}{100}$]	同 左	$\frac{14.7}{100}$ [資本等の金額 1千万円以下の法人]	$\frac{13.9}{100}$]	
市民税	均等割(円)	300	500	同 左		
(市民税 と併課)	所得割	○150万円以下	$\frac{2}{100}$	同 左	同 左	
		○150万円超	$\frac{4}{100}$			
固定資産税		$\frac{1.4}{100}$	同 左	同 左		
都市計画税		$\frac{0.3}{100}$	同 左	同 左		
軽自動車税(円)	○原動機付自転車					
	50cc以下	750				
	90cc以下	1,100				
	90cc超	1,450				
	○軽自動車					
	二輪	2,000				
	三輪	2,850				
	四輪以上					
	乗 用	[営業用	5,200	同 左	同 左	
			[自家用			6,500
		[営業用	2,900			
			[自家用			3,650
	○小型特殊自動車					
	[農耕作業	1,450				
		[その他	4,300			
	○二輪の小型自動車	3,650				
市たばこ消費税		$\frac{18.1}{100}$	同 左	同 左		
電気税		$\frac{5}{100}$	同 左	同 左		
ガス税		$\frac{2}{100}$	同 左	同 左		
商品切手発行税		$\frac{4}{100}$	同 左	同 左		
入湯税(円)		150	同 左	同 左		
特別土地保有税	保有分	$\frac{1.4}{100}$	取得分	$\frac{3}{100}$	同 左	
事業所税	新增設分	5,000円	新增設分	6,000円	同 左	
	資産割	300円	資産割	500円		
	従業者割	$\frac{0.25}{100}$	従業者割	$\frac{0.25}{100}$		

58			59			60		
2,000			同 左			2,500		
※別表 標準税率			※別表 標準税率			※別表 標準税率		
資本等の金額	従業者数	税 率	資本等の金額	従業者数	税 率	資本等の金額	従業者数	税 率
資本等の金額	50人超	年間 1,500,000	資本等の金額	50人超	年間 3,600,000	資本等の金額	50人超	年間 3,600,000
50億円超	50人以下	270,000	50億円超	50人以下	480,000	50億円超	50人以下	480,000
資本等の金額	50人超	1,000,000	資本等の金額	50人超	2,100,000	資本等の金額	50人超	2,100,000
50億円以下10億円超	50人以下	270,000	50億円以下10億円超	50人以下	480,000	50億円以下10億円超	50人以下	480,000
資本等の金額	50人超	270,000	資本等の金額	50人超	480,000	資本等の金額	50人超	480,000
10億円以下1億円超	50人以下	100,000	10億円以下1億円超	50人以下	180,000	10億円以下1億円超	50人以下	180,000
資本等の金額	50人超	100,000	資本等の金額	50人超	180,000	資本等の金額	50人超	180,000
1億円以下1千万円超	50人以下	80,000	1億円以下1千万円超	50人以下	144,000	1億円以下1千万円超	50人以下	144,000
資本等の金額	50人超	当分の間 48,000 (本則 80,000)	資本等の金額	50人超	当分の間 120,000 (本則 144,000)	資本等の金額	50人超	当分の間 120,000 (本則 144,000)
1千万円以下	50人以下	当分の間 16,000 (本則 27,000)	1千万円以下	50人以下	当分の間 40,000 (本則 48,000)	1千万円以下	50人以下	当分の間 40,000 (本則 48,000)
$\frac{14.7}{100}$ [資本等の金額 1千万円以下の法人]		$\frac{13.9}{100}$	同 左			同 左		
500			同 左			700		
○150万円以下		$\frac{2}{100}$	同 左			同 左		
○150万円超		$\frac{4}{100}$	同 左			同 左		
$\frac{1.4}{100}$			同 左			同 左		
$\frac{0.3}{100}$			同 左			同 左		
○原動機付自転車			○原動機付自転車			○原動機付自転車		
50cc以下		750	50cc以下		1,000	50cc以下		1,000
90cc以下		1,100	90cc以下		1,200	90cc以下		1,200
90cc超		1,450	90cc超		1,600	90cc超		1,600
								(ただし、60.2.15以降取得のミニカーは2,500)
○軽自動車			○軽自動車			○軽自動車		
二 輪		2,000	二 輪		2,400	二 輪		2,400
三 輪		2,850	三 輪		3,100	三 輪		3,100
四輪以上			四輪以上			四輪以上		
乗 用	営業用	5,200	乗 用	営業用	5,500	乗 用	営業用	5,500
	自家用	6,500		自家用	7,200		自家用	7,200
貨物用	営業用	2,900	貨物用	営業用	3,000	貨物用	営業用	3,000
	自家用	3,650		自家用	4,000		自家用	4,000
○小型特殊自動車			○小型特殊自動車			○小型特殊自動車		
農耕作業		1,450	農耕作業		1,600	農耕作業		1,600
その他		4,300	その他		4,700	その他		4,700
○二輪の小型自動車		3,650	○二輪の小型自動車		4,000	○二輪の小型自動車		4,000
$\frac{18.1}{100}$			同 左			従価割 従量割	$\frac{14.3}{100}$ 千本につき350円	
$\frac{5}{100}$			同 左			同 左		
$\frac{2}{100}$			同 左			同 左		
$\frac{4}{100}$			同 左			同 左		
150			同 左			同 左		
保有分	$\frac{1.4}{100}$	取得分	$\frac{3}{100}$	同 左		同 左		
新增設分	5,000円	資産割	300円	同 左		同 左		
従業者書	$\frac{0.25}{100}$							

1. 市税税率の変遷(続)

年度		61	62	63			
市 民 税	個人	均等割(円)	2,500	同 左	同 左		
		所得割	※別表 標準税率	※別表 標準税率	※別表 標準税率		
	法人	均等割(円)	資本等の金額	従業者数	税 率	同 左	同 左
			資本等の金額	50人超	年間 3,600,000		
			50億円超	50人以下	480,000		
			資本等の金額	50人超	2,100,000		
			50億円以下10億円超	50人以下	480,000		
			資本等の金額	50人超	480,000		
			10億円以下1億円超	50人以下	180,000		
			資本等の金額	50人超	180,000		
1億円以下1千万円超			50人以下	144,000			
資本等の金額	50人超	当分の間 120,000 (本則 144,000)					
1千万円以下	50人以下	当分の間 40,000 (本則 48,000)					
	法人税割	$\frac{14.7}{100}$ [資本等の金額1千万円以下の法人 $\frac{13.9}{100}$]	同 左	同 左			
県民税	均等割(円)	700	同 左	同 左			
	(市民税と併課) 所得割	○150万円以下 $\frac{2}{100}$ ○150万円超 $\frac{4}{100}$	同 左	○130万円以下 $\frac{2}{100}$ ○130万円超 $\frac{3}{100}$ ○300万円超 $\frac{4}{100}$			
固定資産税		$\frac{1.4}{100}$	同 左	同 左			
都市計画税		$\frac{0.3}{100}$	同 左	同 左			
軽自動車税(円)		○原動機付自転車 四輪以上 50cc以下 1,000 90cc以下 1,200 90cc超 1,600 ミニカー 2,500 ○軽自動車 二輪 2,400 三輪 3,100 ○小型特殊自動車 農耕作業 1,600 その他 4,700 ○二輪の小型自動車 4,000	乗用 { 営業用 5,500 自家用 7,200 } 貨物用 { 営業用 3,000 自家用 4,000 }	同 左	同 左		
市たばこ消費税 ※平成元年から市たばこ税		従価割14.3(本年度においては、たばこの小売定価から千本につき1,000円を控除)従量割千本につき640円	従価割14.3(S63.3.31までたばこの小売定価から千本につき1,000円を控除)従量割千本につき350円(S62.3.3までは640円)	同 左			
電気税		$\frac{5}{100}$	同 左	同 左			
ガス税		$\frac{2}{100}$	同 左	同 左			
商品切手発行税		$\frac{4}{100}$	同 左	同 左			
入湯税(円)		150	同 左	同 左			
特別土地保有税		保有分 $\frac{1.4}{100}$ 取得分 $\frac{3}{100}$	同 左	同 左			
事業所税		新增設分 6,000円 資産割 600円 従業者割 $\frac{0.25}{100}$	同 左	同 左			

元～2	3～4	5	6																																	
同 左	同 左	同 左	同 左																																	
※別表 標準税率	※別表 標準税率	※別表 標準税率	※別表 標準税率																																	
同 左	同 左	同 左	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本等の金額</th> <th>従業者数</th> <th>税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本等の金額</td> <td>50人超</td> <td>年間 3,600,000</td> </tr> <tr> <td>50億円超</td> <td>50人以下</td> <td>492,000</td> </tr> <tr> <td>資本等の金額</td> <td>50人超</td> <td>2,100,000</td> </tr> <tr> <td>50億円以下10億円超</td> <td>50人以下</td> <td>492,000</td> </tr> <tr> <td>資本等の金額</td> <td>50人超</td> <td>480,000</td> </tr> <tr> <td>10億円以下1億円超</td> <td>50人以下</td> <td>192,000</td> </tr> <tr> <td>資本等の金額</td> <td>50人超</td> <td>180,000</td> </tr> <tr> <td>1億円以下1千万円超</td> <td>50人以下</td> <td>156,000</td> </tr> <tr> <td>資本等の金額</td> <td>50人超</td> <td>当分の間 120,000 (本則 144,000)</td> </tr> <tr> <td>1千万円以下</td> <td>50人以下</td> <td>当分の間 50,000 (本則 60,000)</td> </tr> </tbody> </table>	資本等の金額	従業者数	税 率	資本等の金額	50人超	年間 3,600,000	50億円超	50人以下	492,000	資本等の金額	50人超	2,100,000	50億円以下10億円超	50人以下	492,000	資本等の金額	50人超	480,000	10億円以下1億円超	50人以下	192,000	資本等の金額	50人超	180,000	1億円以下1千万円超	50人以下	156,000	資本等の金額	50人超	当分の間 120,000 (本則 144,000)	1千万円以下	50人以下	当分の間 50,000 (本則 60,000)
			資本等の金額	従業者数	税 率																															
			資本等の金額	50人超	年間 3,600,000																															
			50億円超	50人以下	492,000																															
			資本等の金額	50人超	2,100,000																															
			50億円以下10億円超	50人以下	492,000																															
			資本等の金額	50人超	480,000																															
			10億円以下1億円超	50人以下	192,000																															
			資本等の金額	50人超	180,000																															
			1億円以下1千万円超	50人以下	156,000																															
資本等の金額	50人超	当分の間 120,000 (本則 144,000)																																		
1千万円以下	50人以下	当分の間 50,000 (本則 60,000)																																		
同 左	同 左	同 左	同 左																																	
同 左	同 左	同 左	同 左																																	
○500万円以下 $\frac{2}{100}$ ○500万円超 $\frac{4}{100}$	○550万円以下 $\frac{2}{100}$ ○550万円超 $\frac{4}{100}$	同 左	同 左																																	
同 左	同 左	同 左	同 左																																	
同 左	同 左	同 左	同 左																																	
同 左	同 左	同 左	同 左																																	
同 左	同 左	同 左	同 左																																	
市 た ば こ 税	紙巻たばこ 1,000本につき1,997円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 948円	同 左	同 左																																	
同 左	同 左																																			
同 左	同 左	同 左	同 左																																	
同 左	同 左	同 左	同 左																																	
同 左	同 左	同 左	同 左																																	

1. 市税税率の変遷(続)

年度		7	8	9~10	11~14																																		
市	個人	均等割(円)	2,500	3,000	同左	同左																																	
	個人	所得割	※別表 標準税率	※別表 標準税率	※別表 標準税率	※別表 標準税率																																	
市民税	法人	均等割(円)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本等の金額</th> <th>従業者数</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本等の金額</td> <td>50人超</td> <td>年間 3,600,000</td> </tr> <tr> <td>50億円超</td> <td>50人以下</td> <td>492,000</td> </tr> <tr> <td>資本等の金額</td> <td>50人超</td> <td>2,100,000</td> </tr> <tr> <td>50億円以下10億円超</td> <td>50人以下</td> <td>492,000</td> </tr> <tr> <td>資本等の金額</td> <td>50人超</td> <td>480,000</td> </tr> <tr> <td>10億円以下1億円超</td> <td>50人以下</td> <td>192,000</td> </tr> <tr> <td>資本等の金額</td> <td>50人超</td> <td>180,000</td> </tr> <tr> <td>1億円以下1千万円超</td> <td>50人以下</td> <td>156,000</td> </tr> <tr> <td>資本等の金額</td> <td>50人超</td> <td>当分の間 (本則) 120,000 144,000</td> </tr> <tr> <td>1千万円以下</td> <td>50人以下</td> <td>当分の間 (本則) 50,000 60,000</td> </tr> </tbody> </table>	資本等の金額	従業者数	税率	資本等の金額	50人超	年間 3,600,000	50億円超	50人以下	492,000	資本等の金額	50人超	2,100,000	50億円以下10億円超	50人以下	492,000	資本等の金額	50人超	480,000	10億円以下1億円超	50人以下	192,000	資本等の金額	50人超	180,000	1億円以下1千万円超	50人以下	156,000	資本等の金額	50人超	当分の間 (本則) 120,000 144,000	1千万円以下	50人以下	当分の間 (本則) 50,000 60,000	同左	同左	同左
			資本等の金額	従業者数	税率																																		
			資本等の金額	50人超	年間 3,600,000																																		
			50億円超	50人以下	492,000																																		
			資本等の金額	50人超	2,100,000																																		
			50億円以下10億円超	50人以下	492,000																																		
			資本等の金額	50人超	480,000																																		
			10億円以下1億円超	50人以下	192,000																																		
			資本等の金額	50人超	180,000																																		
			1億円以下1千万円超	50人以下	156,000																																		
資本等の金額	50人超	当分の間 (本則) 120,000 144,000																																					
1千万円以下	50人以下	当分の間 (本則) 50,000 60,000																																					
法人税割	$\frac{14.7}{100}$ (資本等の金額1千万円以下の法人 $\frac{13.9}{100}$)	同左	同左	同左																																			
県民税	均等割(円)	700	1,000	同左	同左																																		
(市民税 と併課)	所得割	○700万円以下	$\frac{2}{100}$	同左	○700万円以下 $\frac{2}{100}$	同左																																	
		○700万円超	$\frac{4}{100}$		○700万円超 $\frac{3}{100}$																																		
固定資産税		$\frac{1.4}{100}$	同左	同左	同左																																		
都市計画税		$\frac{0.3}{100}$	同左	同左	同左																																		
軽自動車税(円)		<p>○原動機付自転車 四輪以上</p> <table border="0"> <tr> <td>50cc以下</td> <td>1,000</td> <td rowspan="3">乗用</td> <td rowspan="3">〔</td> <td>営業用</td> <td>5,500</td> </tr> <tr> <td>90cc以下</td> <td>1,200</td> <td>自家用</td> <td>7,200</td> </tr> <tr> <td>90cc超</td> <td>1,600</td> <td>営業用</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>ミニカー</td> <td>2,500</td> <td>貨物用</td> <td>〔</td> <td>自家用</td> <td>4,000</td> </tr> </table> <p>○軽自動車</p> <table border="0"> <tr> <td>二輪</td> <td>2,400</td> <td rowspan="2">〔</td> <td>農耕作業</td> <td>1,600</td> </tr> <tr> <td>三輪</td> <td>3,100</td> <td>その他</td> <td>4,700</td> </tr> </table> <p>○二輪の小型自動車 4,000</p>	50cc以下	1,000	乗用	〔	営業用	5,500	90cc以下	1,200	自家用	7,200	90cc超	1,600	営業用	3,000	ミニカー	2,500	貨物用	〔	自家用	4,000	二輪	2,400	〔	農耕作業	1,600	三輪	3,100	その他	4,700	同左	同左	同左					
50cc以下	1,000	乗用	〔	営業用			5,500																																
90cc以下	1,200			自家用			7,200																																
90cc超	1,600			営業用	3,000																																		
ミニカー	2,500	貨物用	〔	自家用	4,000																																		
二輪	2,400	〔	農耕作業	1,600																																			
三輪	3,100		その他	4,700																																			
市たばこ税		紙巻たばこ 1,000本につき 1,997円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 948円	同左	〃 2,434円 〃 1,155円 ※平成9年4月1日以後の売渡し分から適用	〃 2,668円 〃 1,266円 ※平成11年5月1日以後の売渡し分から適用																																		
入湯税(円)		150	同左	同左	同左																																		
特別土地保有税		保有分 $\frac{1.4}{100}$ 取得分 $\frac{3}{100}$	同左	同左	同左																																		
事業所税		新增設分 6,000円 資産割 600円 従業者割 $\frac{0.25}{100}$	同左	同左	同左																																		

(別表)

市民税(個人)所得割の税率の変遷

年度	区分	市民税所得割・県民税所得割														
		課税所得階級	万円	15	40	70	100	150	250	400	600	1,000	2,000	3,000	5,000	5,000~
昭和37年～ 昭和47年度	計	%	4	5	6	7	8	11	12	13	14	15	16	17	18	
	市	%	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	
	県	%	2	2	2	2	2	4	4	4	4	4	4	4	4	
昭和48年～ 昭和54年度	計	%	4	5	6	7	8	11	12	13	14	15	16	17	18	
	市	%	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	
	県	%	2	2	2	2	2	4	4	4	4	4	4	4	4	
昭和55年～ 昭和59年度	計	%	4	5	6	7	8	9	11	12	13	14	15	16	17	18
	市	%	2	3	4	5	6	7	7	8	9	10	11	12	13	14
	県	%	2	2	2	2	2	2	4	4	4	4	4	4	4	4
昭和60年～ 昭和62年度	計	%	4.5	5	6	7	8	9	11	12	13	14	15	16	17	18
	市	%	2.5	3	4	5	6	7	7	8	9	10	11	12	13	14
	県	%	2	2	2	2	2	2	4	4	4	4	4	4	4	4
昭和63年度	計	%	5	7	10	12	14	15	16							
	市	%	3	5	7	8	10	11	12							
	県	%	2	2	3	4	4	4	4							
平成元年～ 平成2年度	計	%	5	10	15											
	市	%	3	8	11											
	県	%	2	2	4											
平成3年～ 平成6年度	計	%	5	10	15											
	市	%	3	8	11											
	県	%	2	2	4											
平成7年～ 平成8年度	計	%	5	10	15											
	市	%	3	8	11											
	県	%	2	2	4											
平成9年～ 平成10年度	計	%	5	10	15											
	市	%	3	8	12											
	県	%	2	2	3											
平成11年～ 平成18年度	計	%	5	10	13											
	市	%	3	8	10											
	県	%	2	2	3											

2. 住民税の所得控除等一覧

項目	平成6年度	平成7年度								
給与所得控除	(1) 1,625,000円以下 650,000円 (2) 1,625,000円超 1,650,000円以下 収入金額×40% (3) 1,650,000円超 3,300,000円以下 収入金額×30%+165,000円 (4) 3,300,000円超 6,000,000円以下 収入金額×20%+495,000円 (5) 6,000,000円超 10,000,000円以下 収入金額×10%+1,095,000円 (6) 10,000,000円超 収入金額×5%+1,595,000円	同 左								
雑 損	①(損失額-補てん額)-(総所得金額等×10%) ②災害関連支出額-5万円 ①、②いずれか多い額	同 左								
医 療 費	(医療費の額-補てん額)-{(総所得金額等×5%)と10万円とのいずれか低い金額} (限度額 200万円)	同 左								
社 会 保 険 料	支払った金額	同 左								
所 生 命 保 険 料	一般の生命保険料と個人年金保険料をそれぞれ 下表より求めた控除額の合計 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>支払金額が15,000円以下の場合</th> <th>その金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支払金額が15,000円を超え40,000円以下の場合</td> <td>支払金額×1/2+7,500円</td> </tr> <tr> <td>支払金額が40,000円を超え70,000円以下の場合</td> <td>支払金額×1/4+17,500円</td> </tr> <tr> <td>支払金額が70,000円を超える場合</td> <td>35,000円</td> </tr> </tbody> </table>	支払金額が15,000円以下の場合	その金額	支払金額が15,000円を超え40,000円以下の場合	支払金額×1/2+7,500円	支払金額が40,000円を超え70,000円以下の場合	支払金額×1/4+17,500円	支払金額が70,000円を超える場合	35,000円	同 左
支払金額が15,000円以下の場合	その金額									
支払金額が15,000円を超え40,000円以下の場合	支払金額×1/2+7,500円									
支払金額が40,000円を超え70,000円以下の場合	支払金額×1/4+17,500円									
支払金額が70,000円を超える場合	35,000円									
得 損 害 保 険 料	短期損害保険の場合 支払金額が1,000円以下 支払金額全額 1,000円超 3,000円以下 支払金額×1/2+500円 3,000円超 2,000円(限度額) 長期損害保険の場合 支払金額が5,000円以下 支払金額全額 5,000円超 15,000円以下 支払金額×1/2+2,500円 15,000円超 10,000円(限度額) 短期、長期共にある場合 上記の合計額 (限度額 10,000円)	同 左								
寄 附 金	{(支払った寄附金の額)と(総所得金額等×25%) とのいずれか少ない方の金額}-10万円	同 左								
控 障 害 者	26万円(特別障害者 28万円)	同 左								
老 年 者	48万円	同 左								
寡 婦 (寡 夫)	26万円(母子家庭 30万円)	同 左								
勤 労 学 生	26万円	同 左								
除 配 偶 者	31万円 (老 人 36万円) (同居特別障害者 52万円)	33万円 (老 人 38万円) (同居特別障害者 54万円)								
扶 養	31万円(特定扶養 39万円) (老 人 36万円) (同居老親等 43万円) (同居特別障害者 52万円)	33万円(特定扶養 41万円) (老 人 38万円) (同居老親等 45万円) (同居特別障害者 54万円)								
配 偶 者 特 別 控 除	最高 31万円	最高 33万円								
基 礎	31万円	33万円								

(注) 平成元年度から、老人配偶者控除又は老人扶養控除と障害者控除との重複適用ができる。

平成 8~10 年度	平成 11 年度	平成 12~16 年度
(1) 1,625,000円以下 650,000円		
(2) 1,625,000円超 1,800,000円以下 収入金額×40%		
(3) 1,800,000円超 3,600,000円以下 収入金額×30%+180,000円	同 左	同 左
(4) 3,600,000円超 6,600,000円以下 収入金額×20%+540,000円		
(5) 6,600,000円超 10,000,000円以下 収入金額×10%+1,200,000円		
(6) 10,000,000円超 収入金額× 5%+1,700,000円		
同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左
同 左	26万円(特別障害者 30万円)	同 左
同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左
同 左	33万円 (老 人 38万円) (同居特別障害者 56万円)	同 左
同 左	33万円(特定扶養 43万円) (老 人 38万円) (同居老親等 45万円) (同居特別障害者 56万円)	33万円(特定扶養 45万円) (老 人 38万円) (同居老親等 45万円) (同居特別障害者 56万円)
同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左

2. 住民税の所得控除等一覧(続)

項目	平成17年度	平成18年度	平成19年度								
給与所得控除	(1) 1,625,000円以下 650,000円 (2) 1,625,000円超 1,800,000円以下 収入金額×40% (3) 1,800,000円超 3,600,000円以下 収入金額×30%+180,000円 (4) 3,600,000円超 6,600,000円以下 収入金額×20%+540,000円 (5) 6,600,000円超 10,000,000円以下 収入金額×10%+1,200,000円 (6) 10,000,000円超 収入金額×5%+1,700,000円	同 左	同 左								
年金所得控除	・65歳以上の者 (1) 260万円以下 1,400,000円 (2) 260万円超 460万円以下 収入金額×25%+75万円 (3) 460万円超 820万円以下 収入金額×15%+121万円 (4) 820万円超 収入金額×5%+203万円 ・65歳未満の者 (1) 130万円以下 700,000円 (2) 130万円超 410万円以下 収入金額×25%+37万5千円 (3) 410万円超 770万円以下 収入金額×15%+78万5千円 (4) 770万円超 収入金額×5%+155万5千円	・65歳以上の者 (1) 330万円以下 1,200,000円 (2) 330万円超 410万円以下 収入金額×25%+37万5千円 (3) 410万円超 770万円以下 収入金額×15%+78万5千円 (4) 770万円超 収入金額×5%+155万5千円 ・65歳未満の者 (1) 130万円以下 700,000円 (2) 130万円超 410万円以下 収入金額×25%+37万5千円 (3) 410万円超 770万円以下 収入金額×15%+78万5千円 (4) 770万円超 収入金額×5%+155万5千円	同 左								
雑 損	①(損失額-補てん額)-(総所得金額等×10%) ②災害関連支出額-5万円 ①、②いずれか多い額	同 左	同 左								
医 療 費	(医療費の額-補てん額)-(総所得金額等×5%)と10万円とのいずれか低い金額) (限度額200万円)	同 左	同 左								
社会保険料	支払った金額	同 左	同 左								
所 得 控 除	一般の生命保険料と個人年金保険料をそれぞれ 下表より求めた控除額の合計(限度額7万円)	同 左	同 左								
	<table border="1"> <tr> <td>支払金額が15,000円以下の場合</td> <td>支払金額の全額</td> </tr> <tr> <td>支払金額が15,000円を超え40,000円以下の場合</td> <td>支払金額×1/2+7,500円</td> </tr> <tr> <td>支払金額が40,000円を超え70,000円以下の場合</td> <td>支払金額×1/4+17,500円</td> </tr> <tr> <td>支払金額が70,000円を超える場合</td> <td>35,000円</td> </tr> </table>	支払金額が15,000円以下の場合	支払金額の全額	支払金額が15,000円を超え40,000円以下の場合	支払金額×1/2+7,500円	支払金額が40,000円を超え70,000円以下の場合	支払金額×1/4+17,500円	支払金額が70,000円を超える場合	35,000円		
支払金額が15,000円以下の場合	支払金額の全額										
支払金額が15,000円を超え40,000円以下の場合	支払金額×1/2+7,500円										
支払金額が40,000円を超え70,000円以下の場合	支払金額×1/4+17,500円										
支払金額が70,000円を超える場合	35,000円										
	短期損害保険の場合 支払金額が1,000円以下 支払金額の全額 1,000円超 3,000円以下 支払金額×1/2+500円 3,000円超 2,000円(限度額) 長期損害保険の場合 支払金額が5,000円以下 支払金額の全額 5,000円超 15,000円以下 支払金額×1/2+2,500円 15,000円超 10,000円(限度額) 短期、長期共にある場合 上記の合計額 (限度額 10,000円)	同 左	同 左								
寄 附 金	{(支払った寄附金の額)と(総所得金額等×25%) とのいずれか少ない方の金額}-10万円	同 左	同 左								
障 害 者	26万円(特別障害者 30万円)	同 左	同 左								
老 年 者	48万円	廃 止	同 左								
寡 婦(寡夫)	26万円(母子家庭 30万円)	同 左	同 左								
勤 労 学 生	26万円	同 左	同 左								
配 偶 者	33万円 (老 人 38万円) (同居特別障害者 56万円)	同 左	同 左								
扶 養	33万円(特定扶養 45万円) (老 人 38万円) (同居老親等 45万円) (同居特別障害者 56万円)	同 左	同 左								
配 偶 者 特 別 控 除	最高 33万円 (※)	同 左	同 左								
基 礎	33万円	同 左	同 左								

(※) 他の扶養親族とされる者、事業専従者及び控除対象配偶者に該当しない者で合計所得金額が38万円以上76万円未満の者

(参考)所得税の所得控除一覧

項目	平成5年分	平成6年分	平成7~9年分
雑 損	①(損失額-補てん額)-(総所得金額等×10%) ②災害関連支出額-5万円 ①、②いずれか多い額	同 左	同 左
医 療 費	(医療費の額-補てん額)-{(総所得金額等×5%) と10万円とのいずれか低い金額} (限度額 200万円)	同 左	同 左
社 会 保 険 料	支払った金額	同 左	同 左
生 命 保 険 料	支払金額が 25,000円以下の場合 支払金額全額 25,000円超 50,000円以下 支払金額×1/2+12,500円 50,000円超 100,000円以下 支払金額×1/4+25,000円 100,000円超 50,000円 (個人年金保険料についても生命保険料控除と同じ仕組みで別枠控除される。)	同 左	同 左
損 害 保 険 料	短期損害保険の場合 支払金額が2,000円以下 支払金額全額 2,000円超 4,000円以下 支払金額×1/2+1,000円 4,000円超 3,000円 長期損害保険の場合 支払金額が10,000円以下 支払金額全額 10,000円超 20,000円以下 支払金額×1/2+5,000円 20,000円超 15,000円 短期、長期共にある場合 上記の合計額 (限度額 15,000円)	同 左	同 左
寄 付 金	{(支払った寄付金の額)と(総所得金額等の合計額の25%) とのいずれか少ないほうの金額}-1万円	同 左	同 左
障 害 者	27万円(特別障害者 35万円)	同 左	同 左
老 年 者	50万円	同 左	同 左
寡 婦 (寡 夫)	27万円(母子家庭 35万円)	同 左	同 左
勤 労 学 生	27万円	同 左	同 左
配 偶 者	35万円 (老 人 45万円) (同居特別障害者 65万円)	同 左	38万円 (老 人 48万円) (同居特別障害者 68万円)
扶 養	35万円(特定扶養 45万円) (老 人 45万円) (同居老親等 55万円) (同居特別障害者 65万円)	35万円(特定扶養 50万円) (老 人 45万円) (同居老親等 55万円) (同居特別障害者 65万円)	38万円(特定扶養 53万円) (老 人 48万円) (同居老親等 58万円) (同居特別障害者 68万円)
配 偶 者 除 特 別 控 除	最高 35万円	同 左	最高 38万円
基 礎	35万円	同 左	38万円

平成 10 年 分	平成 11 年 分	平成 12~15 年 分	平成 16 年 分
同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左
27万円(特別障害者40万円)	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左
38万円 (老 人 48万円) (同居特別障害者 73万円)	同 左	同 左	同 左
38万円(特定扶養 58万円) (老 人 48万円) (同居老親等 58万円) (同居特別障害者 73万円)	38万円(16歳未満 48万円) (特 定 扶 養 63万円) (老 人 48万円) (同居老親等 58万円) (同居特別障害者 73万円)	38万円(特定扶養 63万円) (老 人 48万円) (同居老親等 58万円) (同居特別障害者 73万円)	同 左
同 左	同 左	同 左	最高 38万円(他の扶養親族とされる者、事業専従者及び控除対象配偶者に該当しない者で合計所得金額が76万円未満の者)
同 左	同 左	同 左	同 左

(参考)所得税の所得控除一覧(続)

項目	平成17年分	平成18年分
雑損	①(損失額-補てん額)-(総所得金額等×10%) ②災害関連支出額-5万円 ①、②いずれか多い額	同左
医療費	(医療費の額-補てん額)-{(総所得金額等×5%) と10万円とのいずれか低い金額} (限度額 200万円)	同左
社会保険料	支払った金額	同左
生命保険料	支払金額が 25,000円以下の場合 支払金額全額 25,000円超 50,000円以下 支払金額×1/2+12,500円 50,000円超 100,000円以下 支払金額×1/4+25,000円 100,000円超 50,000円 (個人年金保険料についても生命保険料控除と同じ仕組みで別枠控除される。)	同左
損害保険料 (地震保険料)	短期損害保険の場合 支払金額が2,000円以下 支払金額全額 2,000円超 4,000円以下 支払金額×1/2+1,000円 4,000円超 3,000円 長期損害保険の場合 支払金額が10,000円以下 支払金額全額 10,000円超 20,000円以下 支払金額×1/2+5,000円 20,000円超 15,000円 短期、長期共にある場合 上記の合計額 (限度額 15,000円)	同左
寄付金	{(支払った寄付金の額)と(総所得金額等の合計額の30%) とのいずれか少ないほうの金額}-1万円	{(支払った寄付金の額)と(総所得金額等の合計額の30%) とのいずれか少ないほうの金額}-5,000円
障害者	27万円(特別障害者 40万円)	同左
寡婦(寡夫)	27万円(母子家庭 35万円)	同左
勤労学生	27万円	同左
配偶者	38万円 (老人 48万円) (同居特別障害者 73万円)	同左
扶養	38万円(特定扶養 63万円) (老人 48万円) (同居老親等 58万円) (同居特別障害者 73万円)	同左
配偶者 特別控除	最高 38万円(他の扶養親族とされる者、事業専従者及び控除対象 配偶者に該当しない者で合計所得金額が76万円未満の者)	同左
基礎	38万円	同左

平成 19～22 年 分

同 左

同 左

同 左

同 左

平成19年分より損害保険料控除は廃止。平成18年12月31日
までに契約した長期損害保険料は、地震保険料控除に改組

①地震保険料の場合

支払金額が50,000円以下 支払金額全額

支払金額が50,000円超 5万円

②長期損害保険料の場合

支払金額が10,000円以下 支払金額全額

10,000円超 20,000円以下 $\text{支払金額} \times 1/2 + 5,000\text{円}$

20,000円超 15,000円

①、②共にある場合 上記の合計額

(限度額 50,000円)

{(支払った寄付金の額)と(総所得金額等の合計額の40%)

とのいずれか少ないほうの金額} - 5,000円

同 左

同 左

同 左

同 左

同 左

同 左

同 左

3. 過去5カ年における税制改正等による増減(△)収額

区 分	17年度	18年度	19年度	20年度	21 年 度	
					当初予算	決 算
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
市 税 合 計	1,509,649	5,886,099	7,969,133	△ 1,270,971	△ 112,773	△ 107,417
税制改正によるもの 個人市民税	1,727,849	4,183,428	8,114,824	△ 338,042	△ 11,696	△ 15,185
法人市民税	△ 218,200	166,345	△ 145,461	△ 843,847	△ 100,583	△ 91,967
固定資産税	—	683,327	△ 230	△ 89,082	△ 494	△ 265
軽自動車税	—	—	—	—	—	—
市たばこ税	—	735,432	—	—	—	—
特別土地保有税	—	—	—	—	—	—
入 湯 税	—	—	—	—	—	—
事業所税	—	—	—	—	—	—
都市計画税	—	117,567	—	—	—	—
税 外 収 入 合 計	2,472,118	3,044,818	△ 7,802,146	△ 13,669	△ 873,000	△ 821,197
所得譲与税	2,472,118	3,039,749	△ 7,757,187	—	—	—
地方道路譲与税	—	—	—	—	—	—
自動車重量 譲 与 税	—	—	—	—	△ 183,000	△ 181,339
利子割交付金	—	—	41,318	—	—	—
配当割交付金	—	—	△ 53,753	—	—	—
株式等譲渡 所得割交付金	—	—	△ 35,230	—	—	—
ゴルフ場利用税 交 付 金	—	—	—	—	—	—
自動車取得税 交 付 金	—	5,069	2,706	△ 13,669	△ 690,000	△ 639,858